

固定資産税減免措置 フロー図

① 申告書作成・確認依頼

申告を希望する事業者は、各市町村のホームページ等から申告様式を入手し、
(1)事業収入割合の減少の状況 (2)対象資産の内容 (3)自身が対象者であることの誓約
を記入し、認定経営革新等支援機関等※に確認依頼。

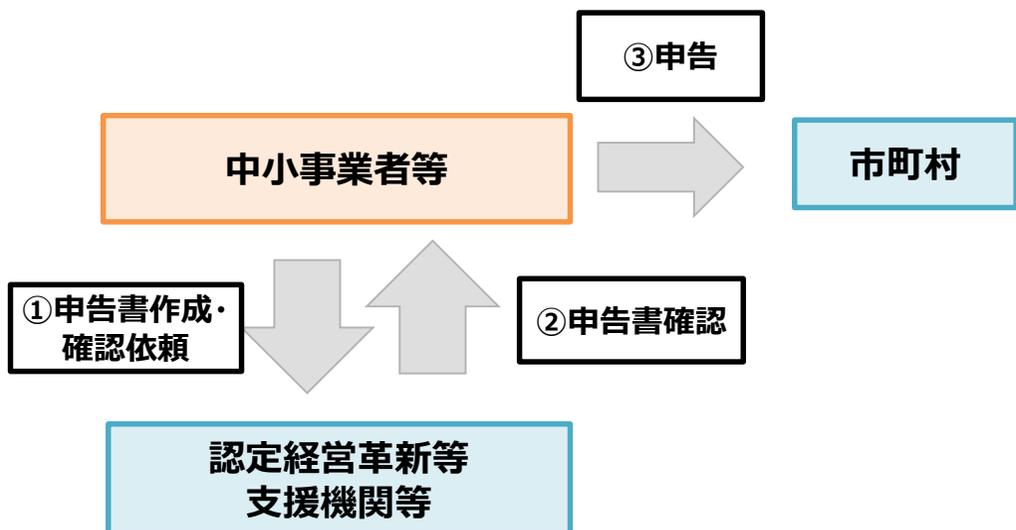
② 申告書確認

認定経営革新等支援機関等は、①の申告内容に誤りがないか確認し、押印等の上、申告者に返戻。

③ 申告

原則、2021年1月以降、1月31日までに、各市町村に申告書を提出。

申告の流れ



「認定経営革新等支援機関等」とは

① 認定経営革新等支援機関

・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、
金融機関（銀行、信用金庫等）など

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

・都道府県中小企業団体中央会 ・商工会議所 ・商工会
・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・森林組合
・森林組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会

③ 認定経営革新等支援機関として認定されていない者で、帳簿の記載事項を確認する能力がある、下記機関又は下記資格を有する者（※）

・税理士 ・税理士法人 ・公認会計士 ・監査法人
・中小企業診断士 ・青色申告会連合会 ・青色申告会

※認定経営革新等支援機関に認定されていない税理士等の方も対象です。